

# ケアセンターメゾンヴェルト

## 虐待防止・予防の指針

### 1. 目的

ケアセンターメゾンヴェルトは、高齢者虐待防止法の理念に基づき、施設での利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資する事を目的に虐待防止・予防委員会を設置し、施設内での高齢者への虐待防止と早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行なわないこととする。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠る事。
- (3) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の利用者 に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

### 2. 虐待防止・予防委員会の体制

(1) 委員長の主催にて原則として1ヶ月に1回以上、虐待防止・予防委員会を開催する。委員会で検討された内容は議事録として記録し、保管する（保管期間2年）。

#### (2) 委員会委員の構成

副施設長 特養生活相談員 ケアハウス相談員 看護職員 介護職員

委員の任期は原則として1年とする。任期途中で退会は委員長の許可が必要とする。

(3) 虐待防止・予防委員会の議題は委員長を主体に各委員で定める。具体的には次の内容について協議する。

- ・虐待防止・予防のための指針の整備に関する事
- ・虐待防止・予防のための職員研修に関する事
- ・虐待等について職員が相談・報告できる体制整備の関する事
- ・職員が虐待等を把握した場合に行政他関係各所への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関する事

- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ・再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

### 3. 虐待防止・予防のための職員研修

- (1)職員に対する虐待防止・予防のための研修内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するものであると共に、本指針に基づき、虐待の防止、予防を徹底する内容とする。
- (2)具体的には、次の項目により実施する。
  - ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
  - ・高齢者の権利擁護事業、成年後見制度の理解
  - ・虐待の種類と発生リスクの理解
  - ・早期発見、事実確認と報告の手順
  - ・発生した場合の改善策
- (3)研修の実施は年2回とする。また新規採用時に必ず虐待防止・予防のための研修を実施する。
- (4)研修で使用した研修資料、アンケート、テスト等の実施記録、また参加者の記録等を保存する（保管期間は2年）。

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに行政他関係各所に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には役職位に如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合には、行政及び警察等の協力を仰ぎ、非虐待者の権利と生命の保全を優先する。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制

- (1)職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当役職者に報告する。虐待者が担当役職者であった場合は、他の役職者等に相談する。
- (2)苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当役職者の場合は、他の役職者が代行する。また、必要に応じ、関係者から事実を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

- (4)上記対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政他関係各所等外部機関に相談する。
- (5)事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止・予防委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6)施設内で虐待等発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて行政他関係各所に報告する。
- (7)必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う。

## 6. 成年後見制度の利用支援

- (1)利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談について苦情受付担当者は寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待を行った者である場合には、他の上席者へ相談する。
- (2)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱に留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3)対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談、報告体制」によるものとする。
- (4)苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末を対応を報告します。

## 8. 入所者等に対する当該指針の閲覧

- (1)入所者等は、何時でも本指針を閲覧することが出来る。また、当施設ホームページにおいて、何時でも閲覧が可能な状態とする。

## 9. その他虐待の防止の推進

- (1)「3. 虐待防止のための職員研修」に定める施設研修のほか、横浜市社会福祉協議会をはじめ施設外部で催される虐待防止に関する研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図るよう努める。

## 附 則

この指針は令和6年4月1日に改正し適用する。

